

令和2年7月3日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

居宅生活移行緊急支援事業における居住支援法人の活用について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する生活保護受給者及び生活困窮者への支援に関してご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、第二次補正予算の成立を踏まえ、住まいに困窮する方への居宅確保等の支援として計上している居宅生活移行緊急支援事業の積極的な活用を改めてお願い申し上げます。

事業の実施にあたりましては、各自治体による直営実施のほか、地域のNPO法人や社会福祉法人等への委託又は補助が可能となっております。

また、事業の委託等先団体は、新たな住宅セーフティネット制度に基づき、都道府県が指定した居住支援法人の活用が効果的ですが、居住支援法人は、国土交通省所管の補助事業へ既に申請していることが考えられます。つきましては、国土交通省住宅局と協議をし、下記の通り、居住支援法人の活用にあたっての留意点等を整理しましたので周知いたします。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び保護の実施機関へ周知頂きますようお願いいたします。

記

1. 居住支援法人について

(1) 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法（※1）に基づき、住宅確保要配慮者（※2）への居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。

（※1）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

（※2）住宅確保要配慮者…低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

(2) 6月末時点で、46都道府県に314法人が指定されており、主な法人属性は、株式会社、NPO法人、社団法人等となっています。（別添）

- (3) 居住支援法人向けの国の補助金としては、厚生労働省所管の「居宅生活移行緊急支援事業に係る補助金」(以下「本補助金」)のほか、国土交通省所管の「居住支援法人活動支援事業」(以下「法人補助金」)があります(別添)。

2. 居住支援法人を委託等先とする場合の留意点について

両事業については、それぞれ制度の成り立ちの経緯や目的が異なりますが、別添のとおり、事業の対象範囲や支援の対象者等において、事業の実施方法によっては重複する部分が生じることが想定されるため、居住支援法人内で明確な区分経理を行って頂く必要があります。

また、それぞれの補助金の計画段階及び補助金の精算段階において居住支援法人を委託等先とする場合は、補助金の重複が生じないように、以下の点にご留意ください。

- (1) 法人補助金を受けている居住支援法人を委託等先とする場合、同一の支援に両事業の補助金が充てられる可能性があるため、居宅生活移行緊急支援事業を居住支援法人へ委託等を行う場合は、居宅生活移行緊急支援事業を担当する担当部局において法人補助金を受けているかの確認が必要です。

※法人補助金の事務局

居住支援活動推進事業室 TEL : 03-5357-1147

MAIL : info@ksk-support.jp

- (2) 法人補助金を受けている場合は、居宅生活移行緊急支援事業における実施地域、支援対象者、支援内容を確認のうえ、委託等する事業範囲の重複の有無にご留意ください。
- (3) また、実施地域、支援対象者、支援内容が重なる場合であっても、それぞれの補助金の適切な区分経理を行い、両補助金の支出にあたって重複がないようご注意ください。

<各事業費の区分経理の方法例>

各事業費の区分経理については、(1)により事業範囲を設定して各事業の支援対象者を区分し、(2)により執行管理を行うことが考えられる。

(1) 委託等の事業範囲の設定について

- ① 支援対象者による振り分け(生活困窮者等については本補助金により、その他高齢者等は法人補助金による等)

- ② 事業対象地域による振り分け（法人補助金の対象地域が県内全域としている場合等については、委託等する市町村内は本補助金により、その他地域は法人補助金による等）
- ③ 支援内容による振り分け（入居前の相談等支援は法人補助金により、入居後の見守り等支援は本補助金による等）

（2）委託等先事業者等における執行管理について

- ① 支援対象者や支援地域等別にそれぞれの支援担当者を配置し、それぞれの事業の所要額を算出
- ② 支援内容等に応じて支援に要した日数等を把握し、それぞれの事業の所要額を算出
- ③ 分類困難な事務経費等の共通経費等については、所要額全体をそれぞれの支援対象者数等により按分してそれぞれの補助金の所要額を算出

（参考）自治体における確認方法について

国土交通省においては、本補助金と法人補助金の双方から事業費を受ける居住支援法人に対し、実績報告時に「指定様式」（別添）を提出させることとしております。

このため、本補助金の実績報告時等に「指定様式」の写しを提出させる（国土交通省においては、本補助金の委託契約書の写しを提出させる）などにより、所要額の算出に重複等の誤りがないか確認するといった方法が考えられます。

各自治体においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける住居不安定者の居住安定のために、居宅生活移行緊急支援事業の推進及び居住支援法人の積極的な活用について検討いただきますようお願いいたします。

居住支援法人の活動支援(R2年度居住支援法人活動支援事業)

〔令和2年度予算〕
共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・
推進事業（10.5億円）の内数

- 予定している活動項目（①～③）に応じて、支援体制の整備（基本項目）と実績見込みの設定（加算項目）により年度当初の交付決定額を一旦決定。（中間検査を踏まえて、最終的な交付決定額を決める予定。）
- 昨年度に補助金を受けた法人のうち、執行率が80%以上であった法人は、選定に係る事前審査を省略。それ以外の法人は、応募書類の提出及び提出書類の審査を経る必要あり。

＜補助上限額1,000万円※（補助率10/10）交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付＞
※外国人向け居住支援を行う場合は、補助上限額1,200万円

基本項目【①は必須】

下記を実施するための体制が整備されていることが必要です

活動項目	事業内容
① 入居前支援 【必須】	相談窓口や訪問等による相談対応、 不動産店への同行 等
② 入居中支援 【任意】	訪問等による見守り、緊急時の駆け つけ対応、生活相談や就労支援 等
③ 死亡・退去時支援 【任意】	死後事務委任、家財、遺品の整理や 処分等

①～③の組合せパターン（4つ）から選択

パターン	上限額	パターン	上限額
①のみ	200万円	①・③	250万円
①・②	300万円	①・②・③	350万円

【上記上限額適用の要件】担当者（複数人の合計でも可）が週30時間以上勤務していること（週30時間未満は1/2）

加算項目※1【任意】

※1 応募法人数次第で、調整率を乗じる場合あり

① 入居相談解決 【上限530万円】

（入居した件数に応じて加算）

「解決件数」×「住宅の類型別の単価」（上限まで）

- 民間賃貸住宅（1件あたり10万円）
- セーフティネット住宅（1件あたり12万円）
- サ高住・有料老人ホーム（1件あたり1万円）等

※一時宿泊施設・通所施設等は対象外

② セミナー、勉強会等開催・参加【上限50万円】

- ・活動地域内での連携を目的としたセミナーの開催等

特定加算項目【任意】

外国人向け居住支援 【上限200万円】

- ・バイリンガル支援員等の雇用

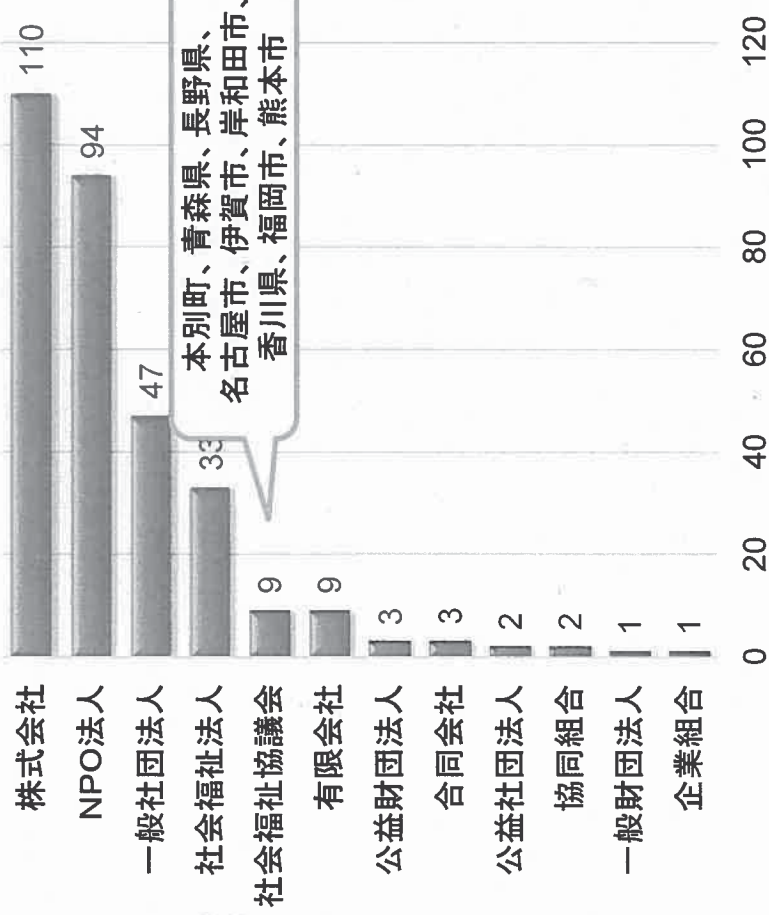
スタートアップ加算【基本項目上限額×1.2】

- ・法人指定後1年未満の法人を対象に、基本項目上限額に20%を自動加算

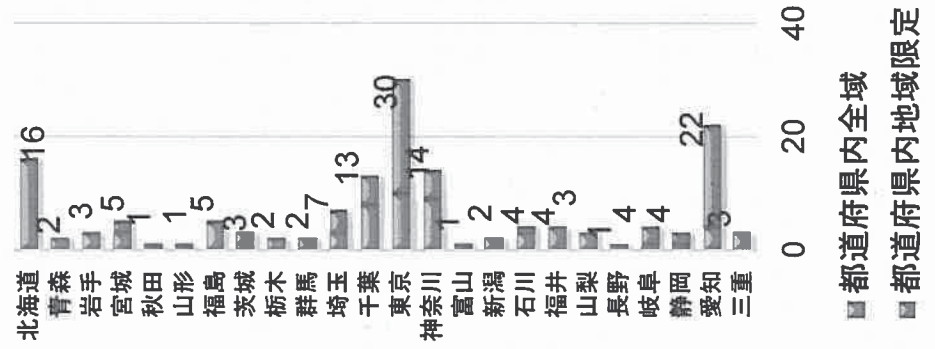
居住支援法人制度の指定状況

- 46都道府県 314法人が指定 (R2.6.30時点)
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況 (全体の約65%)
- 都道府県別では、大阪府が50法人と最多指定。指定実績がないのは1県

■ 法人属性別



■ 都道府県別



指定数

都道府県内全域

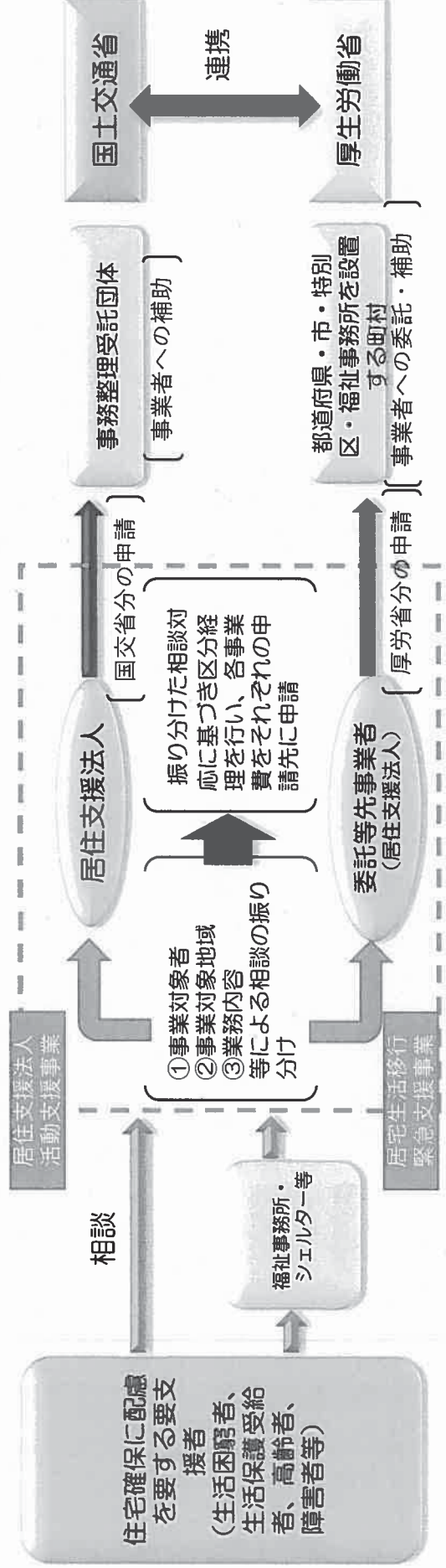
都道府県内地域限定

(国土交通省)居住支援法人活動支援事業 と (厚生労働省)居住生活移行緊急支援事業の関係

	国土交通省	厚生労働省
事業名称	居住支援法人活動支援事業	居住生活移行緊急支援事業
補助率	国10/10	国3/4、自治体1/4
予算	令和2年度当初予算 10.5億円の内数	令和2年度2次補正予算 25.7億円
補助単価	上限10,000千円 (12,000千円) ※事業内容に応じて決定	国庫補助協議を通じて決定
実施主体	都道府県が指定する居住支援法人に限る (311法人)	都道府県、市、特別区、福祉事務所を設置する町村 (居住支援法人等への委託・補助も可能)
支援対象	住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者)	(新型コロナ影響等による)生活困窮者、生活保護受給者
事業対象地域	居住支援法人の指定を受けた都道府県内	補助事業を実施する都道府県、市、特別区、町村内
事業内容	入居前	(入居前) ・相談、情報提供、不動産業者への同行、コーディネート等 (入居後) ・見守り、定着支援
	入居後	※相談者の状況に応じた支援を実施 (必須事業の指定はない)

○両事業を同一の居住支援法人で実施する場合には、活動内容が重複しないよう、居住支援法人内で明確な区分経理を行う。

【事業スキームの例(居住支援法人活動支援事業の補助を受けている居住支援法人へ委託する場合)】



国土交通省所管事業(令和2年度共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業)の交付決定を受け、かつ、厚生労働省所管事業(居宅生活移行支援緊急支援事業)の委託を受けている居住支援法人については、以下両省事業の経費実績額を記入してください。

(円)

	合計 ①+②	国交省事業 (①)	厚労省事業(②) ※委託費の内訳
人件費	0		
旅費	0		
庁費	0		
合計	0	0	0

※人件費の内訳を従事者ごとに記入してください。(適宜、欄を追加・削除してください)

(円)

従事者氏名		人件費(①×②)	延日数(①)	単価(②)	備考(従事内容)
	国交省	0			基本項目
	厚労省	0			
	計	0			
	国交省	0			基本項目
	厚労省	0			
	計	0			
	国交省	0			基本項目
	厚労省	0			
	計	0			
	国交省 計	0			
	厚労省 計	0			
	合計	0			

※延日数は従事した総時間から所定労働時間を除してください。小数点以下切り捨て。

※単価は1日単位とし、国土交通省の補助事業は直接人件費、厚生労働省の所管の事業は委託費の中の人件費単価を記載ください。

国土交通省所管事業(令和2年度共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業)の交付決定を受け、かつ、厚生労働省所管事業(居宅生活移行支援緊急支援事業)の委託を受けている居住支援法人については、以下両省事業の経費実績額を記入してください。

(円)

	合計 ①+②	国交省事業(①)	厚労省事業(②) ※委託費の内訳
人件費	2,900,000	1,200,000	1,700,000
旅費	400,000	100,000	300,000
庁費	1,500,000	500,000	1,000,000
合計	4,800,000	1,800,000	3,000,000

※人件費の内訳を従事者ごとに記入してください。(適宜、欄を追加・削除してください)

(円)

従事者氏名		人件費(①×②)	延日数(①)	単価(②)	備考(従事内容)
国土太郎	国交省	1,440,000	120	12,000	基本項目
	厚労省	0			
	計	1,440,000			
厚労花子	国交省	0			
	厚労省	1,680,000	150	11,200	市〇〇委託費
	計	1,680,000			
国厚一郎	国交省	500,000	25	20,000	基本項目
	厚労省	1,200,000	50	24,000	市〇〇委託費
	計	1,700,000			
	国交省計	1,940,000			
	厚労省計	2,880,000			
	合計	4,820,000			

※延日数は従事した総時間から所定労働時間を除してください。小数点以下切り捨て。

※単価は1日単位とし、国土交通省の補助事業は直接人件費、厚生労働省の所管の事業は委託費の中の人件費単価を記載ください。